

議長（福田会長）

議案第12号「行政制度の調整方針について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、議案第12号「行政制度の調整方針について」ご説明いたします。

会議資料の7ページをご覧ください。行政制度の調整方針につきましては、現在、合併の協議を進めております、1市4町の行政制度につきまして、新市においてどのように取り扱うかの考え方を協議するものになります。

まず、(1) 調整の必要性についてでございますが、市や各町におきましては、法令に基づく事務のほか、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中でさまざまな行政サービスが実施されております。こうした行政サービスにつきましては、市と町により、サービスの内容や住民負担の水準に差がありますことから、新市に移行する際には、新市としての一体性を確保しつつも、住民の方々が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることがないように、その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要になります。

また、(2) の調整を図る上での視点といたしましては、宇都宮地域合併協議会を構成する市や町の個性を活かした新たなまちづくりを念頭に、行財政基盤をさらに強化し、魅力あるまちづくりを展開することができるよう、また、住民福祉の向上を図ることができるよう調整するものとし、個々のサービス調整に当たりましては、各種事務事業等の現況を踏まえつつ、比較検討を行い、合併後の新市の将来像を展望するとともに、住民生活に及ぼす影響などを考慮した上で調整を行うものとし、

2. 基本的な考え方でございますが、こうした調整の必要性、視点に基づき、現在、策定作業を進めております市町建設計画との連携を保ちつつ、国の財政支援を有効に活用しながら、新市における行政制度の調整方針を策定するものとし、6項目の基本的な考え方をお示ししております。

まず、第1点目といたしましては、新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努めるという「一体性確保の原則」を基本とします。

第2点目以降といたしましては、住民サービス及び住民福祉の向上にできる限り努めるという「住民福祉向上の原則」。

8ページをご覧ください。負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めるという「負担公平の原則」、新市において健全な財政運営に努めるという「健全な財政運営の原則」、行政改革の観点から、事務事業の見直しに努めるという「行政改革推進の原則」、地域特性を活かした、魅力あるまちづくりに努めるという「地域特性尊重の原則」の6つの項目を、基本的な考え方として設定してまいりたいと考えております。

個々の行政制度につきましては、ただいまご説明いたしました基本的な考え方に基づき、3の調整の方針として記載しております、2つの方針に整理してまいりたいと考えております。

一つめは、新市における住民福祉の向上に向け、基本的な考え方に基づき、原則として宇都宮市の制度を基準に制度の統一・調整を図るものとするというもので、市と町の間で異なっているものを宇都宮市の制度を基準として統一・調整するという考え方になります。これは、昨年実施いたしました事務事業現況調査の結果、宇都宮市の制度に統一することによりまして、ほとんどのサービスにつきまして現行以上の水準を確保することができることから、このような調整方針を策定いたしました。

二つめは、関係する市と町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものにつきましては、経過措置の設定や地域自治制度の活用等、円滑な移行に向けた調整を図るというもので、市や各町の特性を活かしたまちづくりを進めていくためには、現在の行政制度を残していくことが必要なものが存在するであろうという考え方に基づくものです。

具体的にどのような方向性で調整を行うかを、9ページの4の調整の方向性にお示ししてございます。

まず、(1)の現行のまま新市に引き継ぐ、でございます。

該当する行政制度といたしましては、市や各町が行っている事務事業のうち、法令等に基づき実施しており、市と町の間でサービス内容に差がないもの。具体的に申し上げますと、戸籍の届け出に関する事務や国民健康保険への加入や脱退の手続等、サービスを提供するに当たりましてその制度内容が法律等で細かく定められており、自治体の裁量の余地がないものを想定しております。

また、条例等に基づき実施しているものの中で、市と町の間でサービス内容に差がないもの。具体的に申し上げますと、妊産婦や障害者に対する医療費の助成など、国や県の補助制度に基づき市や町が行っている事務事業で、どこの市や町でも同じような助成を受けることができるものや、身体障害者手帳の交付事務など中核市や市の事務として、町におきましては県が実施主体の事務事業で、宇都宮市においても同じサービスが提供されているものなどを想定しておりますが、一定の共通基準が定められており、市と町の間で差がないものにつきましては、事業実施の趣旨や内容、有効性や財政に及ぼす影響等を勘案し事業実施の必要性のあるものにつきましては、現行のまま新市に引き継ぐこととしたいと考えております。

また、市や各町の特定の地域を対象とするもので、事業実施の経緯から新市において統一した対応をとることが適切でないもの、具体的に申し上げますと、市や町の中心部等の特定の地域を対象とした開発事業や区画整理事業などを想定しておりますが、こうしたものにつきましても、現行のまま新市に引き継ぐこととしたいと考えております。

次に、(2)の原則として宇都宮市の制度を基準に調整する、でございます。

該当する行政制度といたしましては、自治体の存立に関する事項や行政を円滑に執行するための内部管理制度といたしまして、具体的に申し上げますと、市や町のシンボルマークであります市章・町章や、市や町の花・木などの慣行や人事管理、財務管理制度などを

想定しております。

また、市や町が行っている事務事業のうち市と町の間でサービス内容に差があるもの、これも具体的に申し上げますと、敬老祝い金など各種手当の給付制度や、商工業振興に関する各種の補助金制度、開発行為の許可等の許認可制度などを想定しておりますが、こうしたものにつきましては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することとしたいと考えております。

10ページをご覧ください。次に、(3)の原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向づけを行い、新市に移行後速やかに調整する、でございます。

該当する行政制度といたしましては、市や町が行っている事務事業で、市と町の間でサービス内容に差があるもののうち、関係団体との関係などから、合併時において一元化することが困難なものを想定しております。

また、市や町が行っている計画策定事業につきましては、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とすることを想定しております。

次に、(4)の新市に移行後も当分の間現行どおりとし段階的に調整する、でございます。

該当する行政制度といたしましては、市や町が行っている事務事業のうち、合併後直ちに一元化することで住民生活等に大きな影響を与えるもの。具体的に申し上げますと、地方税の取り扱いや公共料金の取り扱いなどを想定しております。

また、市や町が行っている事務事業のうち、地域特性を有するものや事業実施の経緯等から新市において統一した対応をとることが適切でないもの。これも具体的に申し上げますと、各地域の伝統的な行事や地域ごとに実施しておりますイベントなど、また広域的な視点から調整が必要なもの、具体的にはごみ処理や消防行政などを想定しておりますが、こうしたものにつきましては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整することとしたいと考えております。

次に、(5)の廃止の方向で調整する、でございます。

市や町が行っている事務事業のうち、事業実施の趣旨や内容、有効性や財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性が小さいものにつきましては、廃止の方向で調整することとしたいと考えております。

以上で、議案第12号「行政制度の調整方針について」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第12号の説明が終わりました。お聞きのとおり、各市町の行政制度について、現行どおり存続していくもの、あるいは整理・統合していくもの、それについては3段階ということであります。そしてまた廃止をしていくもの、こういった考え方のもとに調整していければということで、ご提案申し上げたものでございます。ご意見、ご質問等がござ

いましたら、遠慮なくお願いいたします。

調整方針の考え方につきましては、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。それでは、議案第12号「行政制度の調整方針について」は、原案のとおり決定とさせていただきます。